

第8章 人権施策の推進体制

1 県の推進体制

人権施策の推進にあたっては、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」をはじめとする各種の相談窓口を通じ、インターネット等による誹謗中傷や職場のハラスメントなどの様々な人権に関する相談に対応していきます。また、子どものいじめに対しては、「いじめ問題検証委員会」による調査を行うほか、障がい者差別、高齢者虐待、DVなどの事案に対しても、それぞれの関係機関等が連携して支援や再発防止に努めます。

県では、人権局が核となって総合的に施策を推進するとともに、具体的な施策の推進にあたっては、県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置した「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等の意見を踏まえることとしています。

また、庁内においては、副知事を会長とし、各部局長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。

「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会の実現」を目指して、毎年人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、人権に関する施策の成果と課題の取りまとめを行い「人権尊重の社会づくり協議会」において報告します。また、鳥取県人権意識調査やひとり親家庭等実態調査、職場環境等実態調査などの調査を行い、少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公社)鳥取県人権文化センター(平成9(1997)年11月設立)は、人権文化創造のため、民間団体としての特質を活かしながら、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。

また、「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」(平成14(2002)年4月設置)は、全ての県民の方が、生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供するなど、人権啓発活動において重要な役割を担っています。

これらの施設が市町村、関係機関、NPO等民間団体、企業等との円滑かつ効果的なネットワークを構築するため、協働・連携体制を強化し、組織の機能強化や人権に係る専門知識を有する人材の育成、インターネットやマスメディアなど多様な媒体を活用した情報収集など、様々な啓発や研究の取組が充実するよう、県としても支援を行います。

3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

法務局や人権擁護委員などの国の機関や、弁護士会などの人権に係る機関には「人権尊重社会づくり相談ネットワーク」に参画いただいております。これらの機関との連携・協力を一層強化し人権問題の解決や効果的な人権啓発活動を進めていきます。

また、市町村は住民にとって最も身近な行政機関であり、地域に密着したきめ細やかな施策は大きな成果が期待されていることから、相互に連携・協力を努めるとともに、様々な人権教育・啓発に係る情報提供や指導者の育成など積極的に支援します。

さらに、近年では価値観の多様化や地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、ボランティア活動やNPOに参加する人が増加し、地域づくりにおいて大きな役割を果たしていることから、NPOや各種団体、企業など地域で活動する多様な組織との協働は不可欠です。

特に、国内外でSDGsや「ビジネスと人権」等の動きが加速する中で、県内企業の活動を促進していくことが求められており、市町村や商工団体等との一層の連携を図っていくことが必要です。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民一人ひとりがその担い手として人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において主体的に行動することが求められています。

よって県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことが活かせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。